

農業委員会議事日程

日 時：令和2年5月29日（金）

午後1時30分

場 所：千曲市役所（新庁舎）302中会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第11号 国有農地借受人の名義変更について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 中山 秀一

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

なお、今回の定例会については、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除に伴い、農業委員 15 名の招集といたしましたがよろしくお願ひします。

ただ今から令和 2 年 5 月の総会を開催いたします。

それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中山次長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本日で足りうと思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から指名するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。

7 番綿貫孝美委員、8 番渡邊菊委員の両委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第5、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第6、議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

14番保木野委員

14番保木野です。1番案件について、25日に担当推進委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

場所は、栗佐区で国道18号線栗佐信号から西側約200mにある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。隣接耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

9番緑川委員

9番緑川です。申請に基づきまして2番案件について、先日関係委員で現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。

場所は、磯部区で戸倉体育館から東側約30mにあり、庭として使用している部分について、追認申請するものであります。顛末書が提出され、悪質性がなく反省の姿勢が見られることから、追認許可について問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第7、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見
等の報告をお願いいたします。

10番伊藤委員

10番伊藤です。1番案件について、担当委員と現地確認をしてきましたので、ご
報告いたします。

場所は、杭瀬下四丁目で千曲線より〇〇医院へ入る交差点を西側に60m程入った
畑です。長野市の不動産業者が1区画の宅地分譲地を整備するものであります。北
側・西側は宅地、東側は造成前ではありますが令和2年3月に転用許可を得た農地、
南側は市道と隣接農地はなく、法面保護はL型コンクリート設置、雨水は地下浸透、
汚水は公共下水道へ接続予定であることから、問題ないと判断いたしました。

6番島田委員

6番島田です。2番と3番案件について、本日担当委員と現地確認をしてまいりま
したので、ご報告いたします。

まず、2番案件ですが、場所は雨宮区で〇〇神社の北側にあり、既に宅地として使
用している部分について、追認申請するものであります。面積は23㎡と小規模であ
り、また顛末書が提出され、悪質性がなく反省の姿勢が見られることから、追認許可
について問題ないと判断いたしました。

次に、3番案件ですが、場所は生萱区で、〇〇体育館駐車場の北側に隣接する農地
です。申請地において、統合保育園を新築するものであります。市の公共事業として、
土地収用法の事業認定や埋蔵文化財の一時転用許可等の適切な手続きがされており、
隣接耕作者の同意も得ていることから、問題ないと判断いたしました。

11 番嶋田委員

11 番嶋田です。4 番案件について、23 日に担当推進委員と現地確認をしまいいりましたので、ご報告いたします。

場所は、千曲警察署森倉科駐在所から森方面に 300m 程行った先にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、北側・西側は道路、東側・南側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、日照等への影響も軽微であることから問題ないと判断いたしました。

5 番北澤委員

5 番北澤です。5 番案件について、24 日に担当委員 3 名で現地確認をしまいいりましたので、ご報告いたします。

場所は、桑原区で国道 403 号線にある竹林の湯から西側約 300m にある農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。周囲は、西側が譲渡人の住宅、南側が譲渡人の畑、北側・東側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続予定であることから問題ないと判断いたしました。

9 番緑川委員

9 番緑川です。申請に基づきまして 6 番と 7 番案件について、関係委員で現地確認をしまいいりましたので、ご報告いたします。

まず、6 番案件ですが、場所は磯部区で、先程の議案第 8 号 2 番案件に隣接する農地です。申請地において、住宅を新築するものであります。また、申請農地の一部にカーポートが既に設置されていますが、顛末書が提出され反省の姿勢がみられること、周囲に申請者以外の隣接農地がなく、排水処理等も適切に処理される予定であることから、問題ないと判断いたしました。

続きまして、7 番案件ですが、場所は磯部区で、千曲市サッカー場から道路を挟んで隣接する農地です。申請地において、資材置場兼駐車場を整備するものであります。周囲は北側・西側は農地ですが隣接耕作者の同意を得ております。日照等への影響もないことから問題ないと判断いたしました。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 9 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 8、議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 10 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 9、議案第 11 号 国有農地借受人の名義変更について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑・意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 11 号 国有農地借受人の名義変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 11 号は、原案のとおり可決、決定されました。
以上で、議事はすべて終了いたしました。
続いて、日程第 10、「報告事項」について報告をお願いします。

中山次長
中山次長

- (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第11、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和2年5月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後2時30分